

## 只木ゼミ前期第3問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

### I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 1 頁 33 行目「そして、かかる危険発生の判断に際しては、行為者の法益侵害行為を行おうとする行為意思が考慮される。」とあるが、なぜ行為意思を考慮するのか。また、客観的構成要件要素である実行の着手の認定において行為意思という主観を考慮してもいいのか。
- 10 2. 弁護レジュメ 2 頁 25 行目「しかし、行為意思を伴う法益侵害惹起行為に認められる既遂の具体的危険と比べると」とあるが、本問において火をつけるという意思をもってガソリンを撒いているところ、行為意思を伴う法益侵害惹起行為が認められるのではないか。
3. 弁護レジュメ 4 頁 3 行目「Y には殺人罪の故意(38 条 1 項)が認められる。」としているのに、その後故意が阻却されるかについて検討しているのはなぜか。
- 15 4. 弁護レジュメ 4 頁 19 行目「本件で、Y は C の一酸化炭素中毒死という結果を予見できたにも関わらず、これを放置させている。よって過失があったものといえる。」とあるが、弁護側は Y が C を放置した行為を、C を絞首した行為との関係でどのように捉えているのか。
5. 弁護側はガソリンを撒いた行為とライターに火をつけた行為を別個の行為として見ているのか。